

林野火災警報・注意報の発令に伴う火の使用の制限について

【 運用開始日 令和8年2月1日 】

駿東伊豆消防本部

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、鎮火までに40日かかり、多数の住家等の焼失や延焼範囲が約3,370haとなるなど、国内の林野火災として約60年ぶりとなる大規模な火災となりました。

当消防本部管内においても、たき火や野焼きによる火災が多発しており、貴重な森林資源が焼失したほか、住家等への被害も発生しています。

このような状況から、林野火災の予防上、注意を要する気象状況や危険な気象状況になった場合は、**林野火災注意報** や **林野火災警報** を発令し、山林、原野等における火入れ、煙火の消費、屋外におけるたき火等の火の使用について、制限等を行います。



大船渡地区消防組合 提供

当消防本部管内における林野火災の発生状況

林野火災の発生状況		令和7年12月1日現在						
年	管 内	沼津市	清水町	函南町	伊豆の国市	伊豆市	伊東市	東伊豆町
令和7年	7	2		1		3		1
令和6年	2				1	1		
令和5年	3			1		1	1	

大規模な林野火災		損 害 等	
発生年月	場 所	損 害 等	
令和7年2月	伊豆市田代	林野 3.30ha 焼損	鎮火までに約14時間
令和7年1月	沼津市戸田	林野 1.79ha 焼損	鎮火までに約6時間
令和5年2月	東伊豆町大川	林野 1.18ha 焼損	鎮火までに約6時間



林野火災注意報



林野火災警報

とは



林野火災注意報

降水量が少なく、乾燥注意報が発表されるなど、林野火災の予防上、注意を要する気象状況となつた場合に発令する注意報で、林野火災警報の前段階となるものです。

地域住民の皆さんには、火入れや煙火の消費、屋外におけるたき火等の火の使用の制限について、協力をお願いするものです。（努力義務）

林野火災警報

降水量が少なく、強風注意報が発表されるなど、林野火災の予防上、危険な気象状況となつた場合に発令する警報で、消防法に基づき、火入れや煙火の消費、屋外におけるたき火等の火の使用に関し、制限を行います。

↖ 火の使用の制限とは (駿東伊豆消防組合火災予防条例第29条)

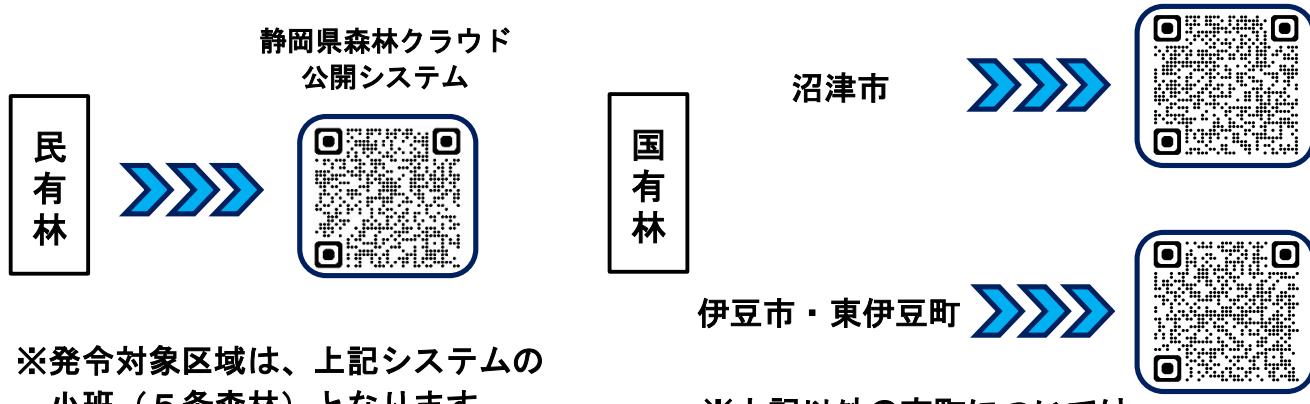
- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



↖ 運用開始日及び発令対象区域について

令和8年2月1日から運用を開始します。

林野火災注意報等の発令対象区域については、下記から確認をお願いします。



※発令対象区域は、上記システムの
小班（5条森林）となります。

※上記以外の市町については、
国有林の指定はありません。

↖ 林野火災注意報・林野火災警報 発令・解除の周知について

当消防本部のホームページ、各市町の防災行政無線や公式SNSにより、お知らせします。

林野火災警報発令中



↖ 罰則等について

林野火災注意報

火の使用の制限は努力義務であるため、罰則はありませんが、林野火災の発生防止に御協力をお願いします。

林野火災警報

火の使用の制限に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に処されます。（消防法第44条）また、行為の危険性等を勘案し、たき火の禁止等の必要な措置をとるよう命令することがあります。



駿東伊豆消防本部HP



@SUNTOIZU_FD_OFFICIAL
インスタグラム

【問合せ先】

駿東伊豆消防本部 予防課

☎ 055-920-9101



駿太君